

# 新潟県青果物出荷規格基準

新潟県農林水産部食品・流通課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
電話 025-280-5743

令和8年4月1日改正

新潟県ホームページで、当該規格基準の電子データ及び写真付き規格基準（さといも、ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー、トマト、きゅうり、えだまめ、ル レクチエ、かき（平核無系）、いちじく）を掲載しています。御活用ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1356807598958.html>

## 目 次

I. 新潟県青果物出荷規格基準実施要領	1
II. 本規格についての留意事項	2
III. 新潟県青果物出荷規格基準	3

### 野 菜

#### 1. 根菜類・土物類

(1) だいこん	4
(2) かぶ	5
(3) にんじん	6
(4) ごぼう	7
(5) さといも	7
(6) ばれいしょ	8
(7) かんしょ	8
(8) れんこん	9
(9) ながいも	10
(10) たまねぎ	11
(11) にんにく	11
(12) くわい	12
(13) うど	12
(14) たけのこ	13

#### 2. 葉茎菜類

(15) キャベツ	14
(16) はくさい	15
(17) ねぎ	16
(18) ほうれんそう	18
(19) こまつな	19
(20) ちんげんさい	19
(21) レタス	19
(22) カリフラワー	20
(23) アスパラガス	21
(24) ブロッコリー	22
(25) セルリー	23
(26) パセリー	23
(27) しゅんぎく	24
(28) みょうが	24

- (29) に ら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- (30) みずな・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (31) アスパラ菜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

3. 果菜類

- (32) トマト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (33) きゅうり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- (34) な す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- (35) ピーマン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- (36) ししとう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- (37) かぼちゃ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
- (38) 加工トマト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
- (39) ズッキーニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

4. 豆 類

- (40) えだまめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- (41) さやいんげん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- (42) そらまめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- (43) スイートコーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

5. 果実的野菜

- (44) いちご・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (45) すいか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- (46) メロン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7

6. その他野菜

- (47) 食用菊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- (48) オクラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- (49) マコモタケ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

7. 菌茸類

- (50) 生しいたけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- (51) しめじ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- (52) えのきだけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- (53) なめこ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2

果 樹

- (54) な し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- (55) ぶどう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- (56) もも・ネクタリン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9
- (57) か き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- (58) く り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- (59) おうとう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4

(60) う め	5 5
(61) ぎ ん な ん	5 5
(62) り ん ご	5 6
(63) キ ウ イ フ ル ー ツ	5 7
(64) い ち じ く	5 8
(65) 干 柿	5 9
(66) あ ん ぼ 柿	5 9

花 き

(67) チ ュ ー リ ッ プ 切 花	6 1
(68) ユ リ 切 花	6 2
(69) ア イ リ ス 切 花	6 4
(70) グ ラ ジ オ ラ ス 切 花	6 5
(71) キ ク	6 6
(72) ト ル コ ギ キ ョ ウ	6 7
(73) ヒ マ ワ リ	6 8
(74) ス ト ッ ク	6 9

IV. 青果物出荷包装容器標準規格表	7 0
--------------------	-----

V. 付録 (過去の出荷規格基準改正事項)	7 5
-----------------------	-----

# I. 新潟県青果物出荷規格基準実施要領

## (目 的)

第1条 新潟県青果物出荷規格基準（以下「県規格基準」という。）を設定し、出荷規格を統一することで品質の高位平準化を図り本県産青果物の評価を高める。さらに、生産及び流通の合理化を一層促進し農業経営の安定化を図る。

## (定 義)

第2条 「青果物」とは、本県内で生産された野菜、果物、花き及びこれらの加工品をいう。  
2 「出荷規格」とは、出荷団体等が出荷する青果物の等級、量目及びその基準（荷造、包装等の条件も含む）をいい、別表に定めるもの。

## (規格の設定、改正及び廃止)

第3条 知事は、県規格基準の設定、改正又は廃止を決定するものとする。|  
2 知事は、県規格を設定、改正又は廃止するときは、関係団体等の意見を反映させるものとする。  
3 知事は、毎年1回以上県規格基準に関連する調査を実施するとともに、県規格基準の設定、改正又は廃止にあたっては関係団体等を交えた検討会を開催するものとする。  
4 検討会は次の者で構成する。

- ・ 全国農業協同組合連合会新潟県本部園芸部長
- ・ 農業協同組合代表課長
- ・ 市場代表者
- ・ 農産園芸課長
- ・ 食品・流通課長
- ・ その他

## (規格の遵守)

第4条 青果物を出荷しようとするものは、原則として県規格基準に適合したものを出荷するものとする。  
2 前項の適合についての検証は、出荷者自らの責任で行うものとする。

## (普及指導)

第5条 知事は県規格基準の設定、改正又は廃止したときは、速やかにこれを生産者や関係団体等に周知するものとする。

## (事 務)

第6条 県規格基準の設定、改正又は廃止に関連する事務は食品・流通課が実施するものとする。

## 附 則

平成15年4月1日改正

## Ⅱ. 本規格についての留意事項

1. この規格基準は、県内に生産される主要青果物であって、その主要な販売時期における主要品目について基準を定めたものである。
2. この規格は、品質・形量および包装の三要件のほか、取引改善に資するため必要最小限度の表示事項を定めた。
3. 品位は、規格品と規格外品に区分し、形量・品質の劣る規格外品は原則として出荷しないこととするが、出荷の必要を生じた場合はその旨表示して出荷する。  
規格品は、L・M・S等の形量で区分するが、形量区分のできにくいもの、品質区分を必要とするものについては、A・B等を用いた。  
果実関係品目については、果実全体の等級呼称を統一する方針のもとに秀・優とした。
4. 形量区分の外、多少とも品質区分を加味しなければ、取引上無理な品目については、調製の際二級品を区分してB級表示した。
5. 容器については整理上別表にした。  
なお、容器は原則としてこの基準によって統一を図るが、栽培方法や収穫時期等により青果物の形状・大きさが異なる場合もあり、この基準に基づく生産物の出荷が不可能なことも考慮されるので、容器の作成は産地の実態を十分検討し実施することとする。  
また、荷造運搬、輸送等において損傷を受けにくい良質なものをを用いること。
6. 本表は、通常取り扱われている品目単位の主体的出荷品の標準規格を規定したため、出荷時期により形量区分の不足する場合は補正して規格する。
7. 正味量を保持するため、基準量目の他に自然減耗相当分を見込んだ元詰めをする。
8. 表示は外装に種類、品種名、等級、量目（必要なものは玉数も表示）、出荷団体（者）名等を明記すること。

